

看護補助業務請負契約書（案）

沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、沖縄県立中部病院の看護補助業務に関し、次のとおり看護補助業務請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、沖縄県立中部病院における看護補助業務を委託し、乙はこれを請負い履行する。

（業務の内容）

第2条 業務の範囲は、別紙看護補助業務請負仕様書による。看護補助業務請負仕様書に定めるもののほかは、その都度協議する。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする。

（請負金額）

第4条 この契約に基づく請負金額は、 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後に前項の請負金額の12分の1の範囲内で翌月に甲に請求し、甲は、乙の適性かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。なお、端数については、最終月にその月の金額と合わせて請求するものとする。

（支払遅延利息）

第5条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第6条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(入札保証金)

第7条 見積った契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 保証会社との間に県立中部病院を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年間の間に履行期限が到来した本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公社、公団及び独立行政法人を含む）との同種、同規模の契約の実績を証明する書面等（2件以上）を提出する場合

(契約保証金)

第8条 沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上を納める。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除される。

(現場責任者)

第9条 乙は、次の事項について乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- (2) 本契約業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は本契約業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した責任者に対して行うものとする。

3 乙は現場責任者の氏名を、書面をもって甲に通知しなければならない。また、これを変更した場合も同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第10条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

らない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務完了報告)

第11条 業務完了報告は、毎月の業務完了後に行うものとし、勤務者の出退勤状況、入職者及び退職者のリストを含むものとする。

- 2 報告様式及び内容は、甲乙協議して定めるものとする。

(業務の調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(改善命令)

第13条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めるときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

- 2 甲は、円滑適正な業務遂行上、不相当と認める従事者がいる場合、乙に改善を求めることができるものとし、乙は、この場合速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

(暴風雨時の業務遂行)

第14条 甲は、暴風雨警報発令により業務停止命令が発せられた後も引き続き業務を遂行する必要があると認めた場合は、乙に対して業務を遂行させることができるものとする。

- 2 暴風雨警報発令時から解除されるまでの間の業務停止期間において勤務した乙の職員には、「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例」第8条に定める暴風雨時手当同等額を税抜金額として請負代金とは別に支払う。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第15条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第16条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成し

なければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(規律維持)

第17条 乙は、この業務遂行に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負うとともに、従業員の健康管理に努めなければならない。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ、氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(事故発生時の対応手順)

第18条 沖縄県立中部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

2 事故報告書は、事故発生の日から起算して10日以内に提出するものとする。

(賠償責任)

第19条 乙は、この業務履行中、乙及び乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第20条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

(秘密の保持)

第21条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た甲の秘密等を、第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(社会紛争及び天災)

第22条 社会紛争、自然現象及び火災等の不可効力的事由により、乙の業務履行が不可能又は困難となった場合、甲が被る損害については、乙はその責を負わないものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由なく委託契約開始日を過ぎても業務を開始しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により業務が適切に履行されていないと明らかに認められたとき。
- (3) 第 24 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

- 2 前項の規定により、契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 24 条 甲乙間の協議の上、双方ともに正当な理由によりやむを得ないと認める場合、相応の期間を定め契約を解除できるものとする。

- 2 甲または乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、相手方に相当期間を定めて履行をなすように催告し、当該期間内に履行がないときは、書面による通知を持って本契約を解除することができる。
- 3 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - ① 正当な理由によらず、本契約に定める義務を履行する見込がないとき
 - ② 手形または小切手を不渡りとしたとき、その他支払停止または支払不能の状態に陥ったとき
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき

④破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき

⑤本契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

5 第3項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(予算の減額による契約の解除)

第25条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(訴訟)

第26条 乙に所属する職員が当院を相手取り訴訟を起こす原告となった場合、あるいは係争中のものは当院に配置をしないこと。

(委託単価の改定)

第27条 本契約の契約期間中において、物価の変動およびその他の事由により、委託単価を改定する必要が生じた場合、甲乙双方協議のうえ委託単価を改定することができるものとする。

(特記事項)

第28条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、業務の引継を受けなければならない。

2 契約が完了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第29条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上、処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光

乙